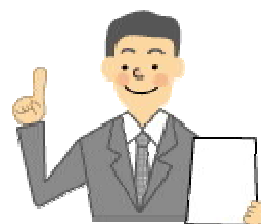


改正案内人がサポートします

# 制度改革《NAVI》



## ◆できますか？雇用保険の適正な手続き◆

改正法：雇用保険法（平成 22 年 4 月 1 日より改正）

「従業員を雇用保険に加入させようと思うんだけどどんな条件があるの？」

「実際に加入する手続きに必要な書類って何？」

というようなお声をよく耳にします。会社や従業員にとって結構どころかなり身近なものになっている雇用保険ですが、意外と知られていないことも多いんですよ。労働者にとって雇用保険は、働いている期間はもちろん退職後もお世話になることが多いとても大事なものだということは皆さん既にご存じと思いますが、かといって誰かれ構わず加入しなければいけない保険というわけでもありません。ちゃんと加入条件というものが決められているんです。

今、（そうなんだ…）って思った方、ご安心ください！

今回ご紹介させていただくのは、上の 2 つの疑問を一気に解決できちゃう改正内容になっています。

また、それに付随する箇所についても改正が行われていますので一緒に確認してみましょう。

詳しくは以下の通りになります。

### 改正 I 雇用保険被保険者の適用範囲拡大！！

#### 《改正内容》

平成22年3月31日まで

- ① **6ヶ月以上**の雇用見込み
- ② 週所定労働時間 20 時間以上



平成22年4月1日から

- ① **31日以上**の雇用見込み
- ② 週所定労働時間 20 時間以上

#### 《ポイント》

(1) 変更点は①の雇用見込み期間のみです。

これまで 6 ヶ月以上の雇用見込みがなければ雇用保険に加入する必要はなかったのですが、今後は 31 日以上が条件となります。

(2) ②の週所定労働時間の条件については従来通り 20 時間以上と変更しておりません。

## 改正Ⅱ ※添付書類は不要です！！

### 《改正内容》

平成 22 年 4 月 1 日以降に雇用保険に加入する従業員の取得届に添付書類を付ける必要がなくなりました。

### 《ポイント》

以下に該当する場合は添付書類が必要となりますのでご注意ください。

- ・ 会社設立後、初めて加入手続きを行う場合
- ・ 従業員を雇い入れた月の翌月 10 日（届出期限）を経過後に手続きを行う場合 など

※添付書類：賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、履歴書など

## 改正Ⅲ しまった！！雇用保険の加入手続きを忘れてた！

### 《改正内容》

ホントはあってはいけないことですが、うっかり取得届の提出を忘れてしまったという場合。

これまでは 2 年前まで遡って加入することができましたが、今後は現行の **2 年⇒2 年を超えて** 遡及が認められることとなります。

（注）この遡及加入に関する改正のみ平成 22 年 10 月 1 日施行予定となっております。

### 《ポイント》

- (1) 過去の給与から雇用保険料が控除されていることの証明が必要となります。
- (2) 証明書類としてその期間の賃金台帳や給与明細を添付しなければいけません。
- (3) 証明書類がない場合は従来通り 2 年までの遡りしか認められません。
- (4) 仮に 5 年前から雇用保険料が控除されていたとしても給与明細が 3 年前までのものしかなく、それ以前の控除が証明できない場合は遡及期間は 3 年間となります。

### ●改正案内人語録●



改正 I についてはかなり条件が緩和された印象を受けます。これまでなら加入の必要がなかった従業員もこの改正によって随分減少するのではないのでしょうか？冒頭でも言いましたが、雇用保険は従業員は当然として、会社にとっても非常に重要な保険です。条件をしっかりと把握し、適正な手続きに努めてください。

【補足】加入条件は緩和されましたが、失業保険の受給要件については以下の通りで変更はありません。

〈受給要件〉離職日以前 2 年間に賃金支払いの基礎となった日が  
11 日以上ある月が通算して 12 ヶ月以上あること。  
(自己都合退職の場合)